

大阪府に移管する事務に係る 財政調整制度上の取扱いについて

平成30年12月27日

大都市制度（特別区設置）協議会
事務局：副首都推進局

【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、大都市制度（特別区設置）協議会において、財政調整制度に関して、大阪府に移管する事務に係る財源の考え方に関する資料を示すべきとの指摘があったことを踏まえ、会長から資料作成の指示を受け参考資料として作成
- ◆ 第9回大都市制度（特別区設置）協議会にお示した「特別区／大阪府・事務分担（案）〔資料編〕」において大阪府に仕分けられた事業（事務区分93、事務数428）を対象

【特別区／大阪府・事務分担（案）〔資料編〕における事務区分・事務数】

分野	大阪府		特別区		終了
	事務区分数	事務数	事務区分数	事務数	事務数
1. こども	3	5	32	240	－
2. 福祉	19	31	31	413	－
3. 健康・保健	9	20	13	266	－
4. 教育	8	49	29	283	－
5. 環境	7	19	10	254	－
6. 産業・市場	7	29	6	40	－
7. 都市魅力	7	23	5	14	－
8. まちづくり	11	90	19	257	－
9. 都市基盤整備	6	108	7	180	－
10. 住民生活	6	22	20	170	－
11. 消防・防災	2	7	6	55	－
12. 自治体運営	8	25	30	240	－
13. 終了事務	－	－	－	－	91

目 次

1 大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについて ……財調- 1
--

・本資料における「特別区素案」は、第14回大都市制度（特別区設置）協議会に提出した「【試案B（4区B案）修正版】の更新版」を指す

1 大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについて

(1) 特別区素案における制度設計の考え方

役割分担の徹底

- 現在大阪市が担っている機能のうち、**広域機能を大阪府へ一元化し、基礎自治機能を特別区が担う**
という役割分担の徹底により、都市機能の強化と基礎自治機能の充実をめざす制度設計

現在大阪市が
実施している事務

大都市地域における市町村事務

- 人口・企業が高度に集積する大都市自治体として、税収力を活かして大都市特有の行政需要に対応
- 広域的な機能も一部で併せ持つが、いずれも市域の発展を通じて市民福祉の向上に資するものとして実施

特別区設置時の
役割分担

- 広域・基礎の役割分担を徹底する観点から、現在大阪市が実施している事務を特別区と大阪府に仕分け

一覧表目次

0 1	こども	財調-4- 1
0 2	福祉	財調-4- 2
0 3	健康・保健	財調-4- 6
0 4	教育	財調-4- 8
0 5	環境	財調-4-11
0 6	産業・市場	財調-4-13
0 7	都市魅力	財調-4-15
0 8	まちづくり	財調-4-17
0 9	都市基盤整備	財調-4-22
1 0	住民生活	財調-4-27
1 1	消防・防災	財調-4-29
1 2	自治体運営	財調-4-30

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

